
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
なお、感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（我孫子洋昌君） ここで、中田議員及び斉藤議員から、12 月 12 日の本会議における一般質問の発言について、下川町議会会議条例第 67 条の規定によって、お手元に配布した発言取消申出書に記載した部分を取り消したいと申し出がありました。
お諮りします。
まず、中田議員の発言取消しの申し出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、中田議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。
次に、斉藤議員の発言取消しの申し出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、斉藤議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 12 月定例会議の運営について、12 月 13 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。

町長提案の追加件数は 1 件で、内容は補正予算 1 件でありました。

議会提案の追加件数は 7 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 6 件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。町長提出案件 1 件、議会提案 7 件、合わせて 8 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 議案第30号「下川町歯科診療所誘致条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 議案第30号 下川町歯科診療所誘致条例について、委員長報告をします。

今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第30号 下川町歯科診療所誘致条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、保健福祉課長などから、議案・資料説明等により条例について説明を受けました。その主な審査内容について報告いたします。

条例の主な内容は、本町に歯科診療所を開業・経営し、地域の歯科保健・医療分野に寄与できる可能性のある方を対象として、施設等の整備に対する支援、研修等参加支援、資金の融資支援を行うための必要な規定を定めたものです。

質疑では、委員などから「町民からの聞き取りはしたのか」に対し、課長などから「アンケートは取っていないが介護サービスの利用者で町外歯科利用が17件あることから、本町の課題として提案させてもらった。」との答弁がありました。

また、「この条例を導入することによる歯科医師確保の見込みは」に対し、「制度制定された近隣市町村を見ても実績がないことから、ハードルが高いと認識している。PRに努めて歯科医師を確保したい。」

「町立の歯科医院という考え方はなかったのか」に対し、「自主的な経営をしてみようという考え方が主体で、まずは民間活力を利用したい。」

「既存の施設を利用せずに新設の歯科診療所を想定しているのか」に対し、「新設の歯科診療所を前提としている。衛生環境を考えると新築が望ましい。」などの答弁がありました。

委員からは、「一般質問等を通じて議員からも提案しており、今後は慎重かつ大胆に医師の確保に当たってもらいたい。」「地域に根付くような人材の確保に努めるべき。」との意見がありました。

これらの審議を踏まえて、当委員会として次の意見を付すものであります。

「長年の懸案であった歯科医師の誘致条例策定に至った。条例の策定をする以上は、歯科医師の誘致に向けて、下川町を選んでもらえるよう、受け身になることなく積極的に募集活動をしていく必要がある。」

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 30 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 30 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 議案第 31 号「下川町簡易水道事業の設置等に関する条例」及び、日程第 4 議案第 32 号「下川町下水道事業の設置等に関する条例」を一括議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 31 号 下川町簡易水道事業の設置等に関する条例、及び議案第 32 号 下川町下水道事業の設置等に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たり、建設水道課長などから、議案・説明資料等により条例について説明を受けました。その主な審査内容等について報告をいたします。

主な内容は、令和 6 年 4 月 1 日より、簡易水道事業及び下水道事業の会計方式が、特別会計から公営企業会計への移行により、新たな条例を制定し、本条例施行日をもって「下川町簡易水道設置条例」「下川町公共下水道設置条例」及び「下川町特別会計条例」の廃

止を行うものです。

質疑では、委員などから「公営企業会計に移行すると業務量が増大するのでは」に対し、課長などから「基本的には業務量は変わらないが、公営企業会計は慣れない業務となるため、戸惑いはある。」との答弁がありました。

また、「会計システムの導入をしているのか」に対し、「会計システムは導入済みであり、本町の科目に合うよう精査をしている。」

「将来的には民間移行も考えているのか」に対し、「現在そのようなことは考えておらず、行政直轄の運営をしていく。」

「水道料金の価格改定は考えているのか」に対し、「公営企業会計にしたから価格改定をするという考え方ではなく、施設の老朽化に伴う水道料金の改定をしなければならない。令和6年度の公営企業会計の経過を見ながら価格改定の議論をしていきたい。」などの答弁がありました。

委員からは、「公営企業会計の導入によって財務会計等の業務が増えるが、導入された会計システムを利用し効率よく進められるよう努めていただきたい。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第31号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 32 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 39 号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けた、議案第 39 号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、産業振興課長などから、議案・資料説明等により条例の一部改正についての説明を受けました。その主な審査内容等について報告します。

主な改正内容は、農業において、本町の地域課題を解決するため、時代に即応した効果的な施策を講じる必要があることから、条例の定義に新たに「継承者」を加え、また、農業振興事業においては、補助率の見直しを行うものです。

質疑では、委員などから「農家が複数集まれば生産組織という定義になるのか」に対して、課長などから「組織としての動きがあることが前提であり、JAの下部組織であることを想定している。」などの答弁がありました。

また、「インボイスの影響はどう考えているのか」に対して、「補助制度としては、消費

税の部分は条例上補助の対象には入っておらず、製品価格に対してのみ補助支援の対象となる。」

「この条例を施行することで利用が増えるのか、それとも絞り込まれて減るのか」に対し、「土作りに関する品目の表現を堆肥等としたことや、事業主体をJAから生産組織に増やしたことで、対象範囲の枠も緩和されていることから、新しいものに取り組んでいただき、多くの方に利用してもらいたい思いはある。」などの答弁がありました。

委員からは、「町としてFSC認証材を推進しているのに、その利用普及をなくしているのか」、「堆肥等という幅広い解釈は、かえって利用範囲を分からなくしてしまうのではないか」との意見がありました。

これらの審議を踏まえて、当委員会としては次の意見を付すものであります。

「条例改正によって、より利用しやすいものになったと思われる。利便性の向上など、利用される方に分かりやすく周知し、利用促進の工夫をすべきである。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第39号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第39号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 41 号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けた、議案第 41 号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、産業振興課長などから、議案・資料説明等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容等について報告します。

主な改正内容は、中小企業の定義に新たに「特定非営利活動法人」を加えることや、特産品の高付加価値化への支援、資格取得の回数制限の廃止など、内容の拡充を図るための一部改正を行ったものです。

質疑では、委員などから「オペレーター資格取得等についての補助はないのか」に対し、「審議会の中でも免許資格に対しての補助の話は出たが、条例に盛り込むことはしなかった。オペレーターなど有資格でなければできない作業もあることから、将来的には支援をしていく必要があると認識している。」との説明がありました。

また、「地域おこし協力隊と町内の方との起業支援に差はあるのか」に対し、「地域おこし協力隊は、起業に関しては国より 100 万円の補助金が入るが、それに加えて当該条例も併用できる。ただし、同じ目的の利用はできない。」

「高付加価値化への商品改良に限度額 50 万円の支援は少ない印象だが」に対し、「高付加価値化支援は、審議会で議論となり今回加えた。今後の実績を見ながら拡充も検討したい。」

「今回追加された特定非営利活動法人は、条例の制限が多くメリットが薄いのではないか」に対して、「特定非営利活動法人は、税制度も含めて有利になっている面もあるので、現時点では中小企業と同列にすることはできないが、事業をするに当たり資金が必要になる面があるため、支援をすべきと判断した。」などの答弁がありました。

委員からは、「特定非営利活動法人を追加したことは、起業のスタートアップの資金事情を支えるという意味において理解できる。」「制度を周知することで必要な人が必要な支援を受けられるようにしてほしい。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 41 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 41 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 52 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。
本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 52 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は、一般会計の 7 回目の補正予算でありまして、補助採択に係るもの、職員の給与改定等に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の確定等によるものの補正であり、歳入歳出それぞれ 6,539 万円を追加し、総額を 57 億 1,559 万円とするものであります。

審査に当たり、総務企画課長などから、概要書・事項別明細書などにより補正予算の概要説明を受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。その主な審査内容等について報告します。

質疑では、委員などから「五味温泉の指定管理料の増額について、経営改善策を示すことが先ではないのか」に対し、「五味温泉の指定管理料の増額については、利用者の伸び悩みが背景にあり、今回の補正をしなければ、年度末まで苦しい経営になる可能性がある。12 月には理事等で構成した経営改善委員会が立ち上がり、翌年 2 月に経営改善計画が示される予定となっている。」との答弁がありました。

また、「一の橋地区地域熱供給施設改修事業について、戸田建設株式会社の負担は発生

するのか」に対して、「今回は熱導管を延長する実施設計費の計上である。熱供給先のハウスは、現在建設しているハウスも含めて4棟を予定している。来年度予定の工事費については、ハウスの前までは町の負担となっており、引き込みからは戸田建設株式会社の負担となる。」

「公民館改修事業で、入札不調によりスロープの改修工事ができなかったが、安全に歩行するための対策はどうするのか」に対し、「焼き砂を散布することで対応していきたい。」

「公民館・町民会館管理運営事業について、公民館のパネルヒーターの蒸気漏れの状況は」に対して、「パネルヒーターのネジ状のバルブは、公民館に63か所設置されている。施設も老朽化していることから、過剰な投資とならないようバルブのみの交換として計上した。」などの答弁がありました。

これらの審査を踏まえて、委員会として次の意見を付すものであります。

「五味温泉は、公設民営である以上、経営改善案の策定には町も積極的に関与しながら、黒字化を目指した実効性のある内容とすべきであり、指定管理者と連携しながら経営改善を図ることで、町費支出が過度な負担とならないようチェックをしていく必要がある。」

以上、当委員会の審査の結果、可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。
4番 中田議員。

○4番（中田豪之助君） ただいまの議案第52号 令和5年度下川町一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

議会の度重なる要望があり、今回ようやく条例が上程され、行政が動き出しました。

私は、行政と切磋琢磨する議員を目指したいと本年4月の初議会で申し上げました。

本条例が出るまでには、時間はかかりましたが、これは切磋琢磨の良い例だと思います。

私の一般質問で、ローコード、ノーコードというソフトということを申し上げましたが、町は早速調査して、前向きに検討するとの答弁でした。これも切磋琢磨の良い例と言えましょう。

残念ながら、今回の定例会では、用意された条文資料等の完成度が以前と比べて低かつ

た印象を持ちました。作る方、チェックする方、職員にゆとりがあれば防げたのではないのでしょうか。ブレーキもアクセルも目一杯は駄目、少しはゆとり、遊びが必要です。今後の切磋琢磨に期待するところです。これからも、議会と行政が切磋琢磨して、町民福祉の向上に努めていきましょう。

議員各位の御協賛と賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 52 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 53 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（市田尚之君） 町長に代わりまして、提案理由を申し上げます。

議案第 53 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計の第 8 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 6,384 万円を追加し、総額を 57 億 7,943 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の令和 5 年度補正予算が令和 5 年 11 月 29 日に成立し、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、「低所得世帯支援枠の追加的な拡大」と「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援」するため、重点支援地方交付金を追加することになったことから、補正予算を計上するものでございます。

補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業に係る経費、子育て世帯物価高騰支援事業に係る経費を、商工労働費では、スーパープレミアム付商品券事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金、繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費補正につきましては、「住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業」につきましては、3 月末までに全ての給付が間に合わない場合があること、「子育て

て世帯物価高騰支援事業」及び「スーパープレミアム付商品券事業」につきましては、商品券の利用が3月末までに完了しないことから、それぞれ繰越明許費として予算に定め執行するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第53号説明資料に基づきまして、補正予算の概要を御説明させていただきます。

補正の要因につきましては、物価高騰対策による補正でございます。

歳出の補正内容につきましては、民生費、住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業でございます。4,271万円の増額でございます。内訳といたしましては、物価高騰による負担増を踏まえ、生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯に対して給付金を支給するものでございます。

給付事業費といたしまして4,200万円。対象世帯につきましては、令和5年度分の住民税非課税の世帯でございます。給付額につきましては、1世帯当たり7万円でございます。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金として支給いたします。給付事務費につきましては71万円でございます。この財源につきましては、地方創生臨時交付金でございます。なお、支給日につきましては、1月末を予定してございます。

続きまして、2ページでございます。

子育て世帯物価高騰支援事業でございます。993万円の増額でございます。内訳といたしましては、物価高騰による負担増を踏まえ、生活・暮らしの支援として、子育て世帯に対して子育て応援券として商品券を支給するものでございます。

給付事業費といたしましては950万円の扶助費でございます。対象世帯といたしましては、12月1日を基準日といたしまして、18歳までの子供を養育している世帯、211世帯、予算的には380人分を予定してございます。支援額といたしましては、子供一人当たり2万5,000円でございます。給付事務費といたしましては43万円でございます。財源といたしましては、地方創生臨時交付金でございます。なお、支給につきましては、2月1日を予定してございまして、この商品券の利用期間につきましては6か月間でございます。

続きまして、商工労働費でございます。スーパープレミアム付商品券事業でございまして、1,120万円の増額でございます。補助金でございます。内訳といたしましては、物価高騰による負担増を踏まえ、生活・暮らしの支援と消費を下支えするため、プレミアム商品券を発行するものでございます。

販売価格につきましては、1セット5,000円の7,000セットでございまして、一人当たり6セットまで購入可能といたします。プレミアム分につきましては、販売価格の30%でございます。こちらの財源につきましては、地方創生臨時交付金でございます。発売日につきましては、2月19日から開始をいたしまして、この商品券の利用期間につきましては6か月間でございます。

続きまして、3 ページでございます。

歳入の補正の内容でございますが、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます、6,210 万円でございます。内訳といたしましては、低所得世帯支援枠といたしまして4,271 万円、推奨事業メニュー分といたしまして1,939 万円でございます。

その他、繰入金でございます。財政調整積立基金繰入金といたしまして、174 万円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 5 年下川町議会定例会 12 月定例会議を閉会いたします。

午後 3 時 4 4 分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 副町長から申し出により、挨拶があります。

○副町長（市田尚之君） 本定例会議の閉会に当たりまして、町長に代わり一言御挨拶申し上げたいと存じます。

議員の皆さまには、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、4日間の会議の中で議案等を精力的に審議賜り、全ての議案をお認めいただいたことに対し、心より感謝とお礼を申し上げます。また、今定例会議では、撤回等申し上げ、不備であった議案提案であったことを改めてお詫び申し上げます次第でございます。

今回議決いただいた議案につきましては、令和5年度残された3か月余りの中でしっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆さんをはじめ、町民の皆さまには、年末年始において外出や飲食など十分に御留意いただき、御自愛されますことを御祈念するとともに、来年が皆さまにとって幸多い年になりますことを念願し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。皆さまお疲れさまでした。